

大子町職員採用試験審査委員会公式ツイッター運用方針

大子町職員採用試験審査委員会

（目的）

- 1 この運用方針は、大子町職員採用試験審査委員会が町民等への情報提供媒体としてTwitter（以下「ツイッター」という。）を運用するために必要な事項を定めるものです。

（アカウント名）

- 2 アカウント名は、「大子町職員採用（@DaigomachiSaiyo）」とします。

（発信主体及び運用管理者等）

- 3 情報の発信主体は大子町とし、運用管理者は総務課長、運用者は総務課職員とします。

（投稿時間）

- 4 情報の投稿時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、運用管理者が必要と認める場合はこの限りではありません。

（大子町公式ホームページへの表示）

- 5 運用管理者は、アカウント名を大子町ホームページ上へ掲載し、なりすましでないことを証明するものとします。

（利用の制限）

- 6 本アカウントにおいてツイッターを利用する際には、次に掲げる事項については原則として行わないこととします。ただし、運用管理者が必要と認める場合はこの限りではありません。
 - (1) リプライ（他のアカウントの投稿に変身することをいいます。）
 - (2) リツイート（他のアカウントの投稿を本アカウントにおいて再度発信し、本アカウントにおいて閲覧できるようにすることをいいます。）
 - (3) フォロー（他のアカウントを指定し、登録することで、相手方が投稿した内容を本アカウントの画面に自動的に表示させることをいいます。）

（免責事項）

- 7 大子町は、次に掲げる場合において、本アカウントによる投稿を閲覧する方

(以下「利用者」といいます。) に対して、一切責任を負いません。

- (1) 利用者が本アカウントにより投稿された情報を利用したことにより、利用者又は第三者が損害を被った場合
- (2) 利用者間又は利用者と第三者間に生じた問題によって、利用者又は第三者が損害を被った場合
- (3) 本アカウントに関連する事項に起因して損害が生じた場合

(その他)

- 8 本アカウントは、予告なく運用方針の変更、運用方法の見直し又は運用の中止を行う場合があります。
- 8-1 その他、ツイッターの運用に関して必要な事項は、運用管理者が別に定めます。

(適用)

- 9 この運用方針は、令和3年9月7日から適用します。